【旭川市】

避難確保計画

　　　　　　　浸水想定区域内にある要配慮者利用施設用

「　　　　　　　　　　（施設名）」における洪水時の避難確保計画

１　計画の目的

この計画は、水防法第15条の３第１項に基づくものであり、「　　　　　　　　　　（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２　計画の適用範囲

この計画は、「　　　　　　　　　　（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

３　防災体制

《洪水到達時間が長い場合》

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員(氏名等記載) |
| 注意体制 | ▪ 大雨・洪水注意報発表  ▪ （　　）川（　　　　　　　地点）氾濫注意情報発表 等 | ▪ 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員  （　　　　　　） |
| 警戒体制 | ▪ 【警戒レベル３】高齢者等避難の発令  ▪ 大雨・洪水警報発表  ▪ （　　）川（　　　　　　　地点）氾濫警戒情報発表 等 | ▪ 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員  （　　　　　　） |
| ▪ 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員  （　　　　　　） |
| ▪ 保護者への事前連絡 | 情報収集伝達要員  （　　　　　　） |
| ▪ 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員  （　　　　　　） |
| ▪ 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員  （　　　　　　） |
| 非常体制 | ▪ 【警戒レベル４】避難指示の発令  ▪ 大雨特別警報発表  ▪ （　　）川（　　　　　　　地点）氾濫危険情報発表  ▪ 危険の前兆を確認 等 | ▪ 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員  （　　　　　　） |

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する内部組織を記述する。

《洪水到達時間が短い場合》

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員(氏名等記載) |
| 注意体制 | ▪ 大雨又は台風に関する気象情報発表 等 | ▪ 気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員  （　　　　　　　　） |
| 警戒体制 | ▪ 大雨・洪水注意報発表  ▪ （　　）川（　　　　　地点）氾濫注意情報発表 等 | ▪ 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員  （　　　　　　　　） |
| ▪ 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員  （　　　　　　　　） |
| ▪ 保護者への事前連絡 | 情報収集伝達要員  （　　　　　　　　） |
| ▪ 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員  （　　　　　　　　） |
| ▪ 要配慮者の避難誘導 | 避難誘導要員  （　　　　　　） |
| 非常体制 | ▪ 【警戒レベル３】高齢者等避難の発令  ▪ 大雨・洪水警報発表  ▪ （　　　　　）川（　　　　　地点）氾濫警戒情報発表  ▪ 危険の前兆を確認 等 | ▪ 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員  （　　　　　　　　） |

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する内部組織を記述する。

|  |  |
| --- | --- |
| 警報・注意報の種類 | 発表基準 |
| 大雨注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 洪水注意報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 大雨警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 洪水警報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき |
| 大雨特別警報（※） | 大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき |

【用語の解説】

※ 洪水に関する特別警報は発表されない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 洪水予報・水位到達情報の種類 | 発表基準 | 市町村・住民・要配慮者に求められる行動 |
| （　　）川氾濫注意情報  （洪水注意報に相当） | （　　）川（　　）水位観測所の水位が氾濫注意水位（避難行動の準備を行う目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 | ［市町村］状況に応じて，高齢者等避難を発令  ［住民］氾濫に関する情報に  注意※１ |
| （　　）川氾濫警戒情報  （洪水警報に相当） | ［洪水予報］  （　　）川（　　）水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位（堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがある水位としてあらかじめ定められた水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（避難行動を行う目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合  ［水位到達情報］  （　　）川（　　）水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 | ［市町村］状況に応じて，避難指示を発令  ［住民］避難を判断※２ |
| （　　）川氾濫危険情報  （洪水警報に相当） | （　　）川の水位が氾濫危険水位（堤防の決壊など重大な災害発生のおそれがある水位としてあらかじめ定められた水位）に到達 | ［住民］避難を完了 |

※１　自力移動困難者については、避難の判断を含めて検討することが望ましい。

※２　自力移動困難者の早期避難が必要な場合がある。

４　情報収集及び伝達

(1)　情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）等 |
| 洪水予報、水位到達情報 | 旭川市からのファックス、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）等 |
| 【警戒レベル３】高齢者等避難  【警戒レベル４】避難指示  【警戒レベル５】緊急安全確保 | インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール等 |

◆停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

◆提供される情報に加えて、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

◆別紙　「体制ごとの施設内緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

◆警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙　「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「（例）非常体制に移行した場合には，開所連絡がきた避難所へ避難する」などを連絡する。

◆非常体制に移行した場合には、状況に応じ旭川市に「（例）これより連絡がきた開所避難所に避難する。」などを連絡する。

◆非常体制に移行した場合には、別紙　「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「（例）非常体制に移行したので、連絡がきた開所避難所へ避難する。児童引き渡しは開所連絡がきた避難所において行う。児童引き渡し開始については、追って別途連絡する。」など必要な連絡をする。

◆避難の完了後、ＦＡＸ等がきた関係部局に避難が完了した旨を連絡する。

◆避難の完了後、別紙　「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「（例）避難が完了。これより状況等を判断して児童引き渡しを行う。」など必要な連絡をする。

５　避難誘導

(1)避難所等

◆ハザードマップの浸水深が５０ｃｍ未満のため本施設での避難とする。

◆ハザードマップの浸水深が３ｍ未満のため本施設の２階以上へ避難し，屋内安全確保を図る。

◆避難所は，開所連絡が来た避難所等とする。

(2)避難経路

◆避難所までの避難経路については、状況等に応じて開所連絡がきた避難所等までとする。

(3)避難誘導方法

◆避難所に誘導するときは、開所連絡がきた避難所等までの順路、道路状況について説明する。

◆避難する際は、災害状況に合わせた避難方法とする。（徒歩等）

◆避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員などを配置する。

◆避難誘導員は、避難者が誘導員と識別できよう誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

◆避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

◆施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

６　避難の確保を図るための施設の整備

◆情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

◆これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯等 |
| 避難誘導 | 名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、ライフジャケット、蛍光塗料等 |

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

７　防災教育及び訓練の実施

◆毎年（　）月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

◆毎年（　）月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

８　自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

◆別紙「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

◆自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

・毎年（　）月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

・毎年（　）月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。